

県民による県内観光促進事業を7月12日から再開します！

現在停止している県民による県内観光促進事業について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、割引対象を同居の方との少人数の旅行に限定し、7月12日（月）から事業を再開します。

事業の実施に当たっては、旅行者と県内受入施設双方に対し、感染防止対策の徹底を呼びかけてまいります。

（県内を旅行する県民の皆様へのお願い）

- 旅行中の感染防止対策の徹底（身体距離の確保、マスクの着用、手洗いなど）
- 少人数で、平日利用等、混雑する時間や場所を避けた行動を
- 家族以外との飲酒を伴う会食など、感染リスクの高い行動は避けること

（県内宿泊事業者など観光事業者等への感染防止対策の徹底）

- 県作成の「新型コロナウイルス感染症に関する対応指針」や観光団体が自ら作成した各業界のガイドラインの遵守、感染防止対策の再度の徹底

<事業の概要>

県内宿泊施設への宿泊費及び日帰り旅行代金の割引

対象者	静岡県民（同居の方との少人数の旅行に限る） ※ 県内旅行業店舗や宿泊施設等で、県民であること及び同居の方との旅行であることを確認	
事業期間	令和3年7月12日（月）～8月31日（火） ※ 7月5日（月）から8月31日（火）の間に予約をした旅行が対象 ※ 宿泊割引：8月31日泊まで、日帰り旅行割引：8月31日発まで、地域クーポン：9月1日まで	
割引等の内容	宿泊割引	県内宿泊施設の宿泊費の1/2以内（1人1泊最大5,000円）
	日帰り旅行割引	旅行商品代金の1/2以内（1人最大5,000円）
	地域クーポン	割引に合わせ付与（1人最大2,000円）
利用方法 ①又は②	①県内コンビニで購入した旅行券と地域クーポンを登録事業者への現地支払いの際に利用 ②県内旅行業店舗で宿泊費等割引を受けるとともに、地域クーポンを登録事業者への現地支払いの際に利用	

※新型コロナウイルス感染症等の状況により、事業を停止する場合があります。

問い合わせ先 元気旅事務局コールセンター 電話番号 0570-666-867